

所轄庁担当者研修会説明資料

NPO法人全国通信制高等学校評価機構
事務局長 時乗 洋昭

2023年12月8日

点検調査の流れ

学校が別紙資料1の資料を準備し、自己点検実施後、別紙資料2で報告



所轄庁、機構、文部科学省が提出された資料及び別紙資料2をもとに書面調査



所轄庁、機構、文部科学省の各担当者が、学校及び通信教育連携協力施設を訪問し現地調査



指摘事項があれば後日書面で通知

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで47校に対して実施（令和5年4月1日時点））。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- ・ 学習指導要領で定める面接指導が未実施であったり、回数が不足していた事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施していた事案
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事案
- ・ 面接指導時に感想文の提出をもって添削指導としていた事案
- ・ 提携する民間サポート施設をあたかも高校のように表現し、生徒・保護者に誤解を与えていた事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が大幅に超過していた事案

(1) 学校の管理運営に関する事項

✓ 添削指導、面接指導、試験や評価(以下「添削指導等」という。)を担う常勤・本務の教員が少なく、教員の体制が不十分。

⇒ きめ細かな添削指導等を適切に行うことができるよう、教員配置の充実に努めること。

(確認資料)

・教員一覧表(担当教科・科目及び教員免許状の所有状況が記されたもの。兼務職員、面接指導等実施施設で委嘱している教員を含む全員分。)、免許状の写し、表簿

(関連法令等)

・高等学校通信教育規程 第5条

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(1)①

実施校の設置者は、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。)第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができるよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実に努めること。

具体的には、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は通信制課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。この教諭の数等の算定に当たっては、助教諭若しくは講師を置く場合又は他の学校と兼務する教員を置く場合は、主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とするべきであること。ただし、実施校では教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られること。また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。(以下略)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(3)③

面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができる。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこと。

(1) 学校の管理運営に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

- ✓ 複数の教員が免許外教科担任の許可を受けており、複数年度継続して同一の教科について許可を受けている実態がある。
- ⇒ 免許外教科担任の許可は、とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外として、1年以内の期間に限り認められるものである。免許外教科担任の許可を受けている教員に対して、必要な研修を行う等により適切な教育が実施できるよう対策するとともに、免許外教科担任の許可を受けている実態を解消できるよう、各教科の免許状を保有する教員が当該教科の教授を担当できる体制を整えること。

(確認資料)

- ・ **教員一覧表** (担当教科・科目及び教員免許状の所有状況が記されたもの。兼務職員、面接指導等実施施設で委嘱している教員を含む全員分。)、 **表簿**

(関連法令等)

・ **教育職員免許法附則第2項**

授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中等部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)の申請により、**1年以内の期間を限り**、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

・ **免許外教科担任の許可等に関する指針**

(1) 学校の管理運営に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 通信教育連携施設の一部において、看板・ホームページ等で同施設が高等学校であるかのような表現がされていたり、学則上、面接指導や試験が行えないにも関わらず、面接指導及び試験を実施しているかのような説明がなされている。

⇒ 生徒及び保護者に誤解を与えないよう、表現や説明を改めること。

(確認資料)

・学則、通信教育連携施設のパンフレット、通信教育連携施設の看板の写真、ホームページ

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(4)⑤

生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(4)⑥

通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。(略)当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校の施設ではないことが明確になるようにすること。

(1) 学校の管理運営に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

- ✓ 教育課程内の教育活動である高等学校通信教育に要する費用と教育課程外の活動等に要する費用の区別が不十分である。

⇒ 生徒・保護者等の誤解を招かないよう、これらの費用の区別について明確にするとともに、生徒・保護者等に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。

(確認資料)

- ・通信教育連携施設のパンフレット(教育活動、学納金等の説明を含む)、入学の手引(授業料や高等学校就学支援金に関するものを含む)、生徒募集パンフレット(学校案内)

(関連法令等)

- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(4)⑤

生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。

(1) 学校の管理運営に関する事項

- ✓ 学校保健安全法第23条に定める学校医、学校歯科医並びに学校薬剤師が置かれていない。
- ⇒ これらを任命又は委嘱すること。あわせて、学校教育法施行規則第28条第1項第2号に基づき、これらの者に係る執務記録簿を備えること。

(確認資料)

- ・学校保健計画、学校安全計画、表簿、学校要覧、生徒便覧

(関連法令等)

- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(7)④

実施校において、学校教育法施行規則第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。

- ・学校保健安全法(抄)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

- ・学校教育法施行規則(抄)

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一 学校に関係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

(1) 学校の管理運営に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ **就学支援金の受給要件の記載内容が不十分である。**

⇒ 保護者等の収入の状況によっては受給できないこと等の要件について記述が不十分であるため、他の要件(国内居住、在学期間、既卒でないこと)を含め誤解のないよう適切な説明を行うよう努めること。

(確認資料)

・通信教育連携施設のパンフレット(教育活動、学納金等の説明を含む)、入学の手引(授業料や高等学校就学支援金に関するものを含む)、生徒募集パンフレット(学校案内)

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(7)⑥

高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること。

(※)例えば、高等学校等就学支援金については、受給資格や支給額その他申請上の留意点等について、奨学金については申込資格・基準や返済義務等について、また、教育ローンやクレジット契約については返済内容その他消費者保護のために必要な事項等について、**適切かつ明確な説明を行うことが必要である。**

(1) 学校の管理運営に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 自己評価と学校関係者評価を実施し、その結果については公表していない。

⇒ 自己評価の結果を公表すること。

✓ 学校関係者評価を実施・公表していない。

⇒ 学校関係者評価の実施及び公表に努めること。

(確認資料)

・学校ホームページ、学校要覧

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(5)①、②、③

① 教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること

② 通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。

③ 上記①及び②の評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」(平成28年3月22日、文部科学省作成)等を踏まえるとともに、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とすること

・学校教育法(抄)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

・学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで(第六十九条を除く。)&及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

(1) 学校の管理運営に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ **必要な情報の公表がなされていない。**

⇒ **通信教育規程第14条第1項の規定により、同項各号に掲げる情報について公表することが義務付けられているが、一部情報のみの公開となっているため、情報の公表について、早急を実施すること。**

(確認資料)

・ **学校ホームページ**

(関連法令等)

・ **高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 1(6)①、②**

①実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報(以下(d)から(i)までに掲げる事項にあっては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。)を公表すること。

(a) 学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。

(b) 通信教育を行う区域に関すること。

(c) 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。

(d) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。

(e) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること(入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。)

(f) 通信教育実施計画(通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。)に関すること。

(g) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。

(h) 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。

(i) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

②上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表すること。

・ **高等学校通信教育規程**

(2)教育課程に関する事項

✓ 添削指導について、多くの場合、正誤の採点のみが行われている。

⇒ 添削指導においては生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえて指導していくことが必要であることを踏まえ、例えば、不正解であった設問についての解説や、生徒が自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するよう努めること。

(確認資料)

・各教科・科目の報告課題の添削指導サンプル

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(2)⑥

⑥添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること。

✓ 知識・技能を問う選択式の問題のみで構成されている。

⇒ 知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式の問題を一定量取り入れるよう見直すこと。

(確認資料)

・各教科・科目の報告課題の添削指導サンプル

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(2)④

マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような構成の添削課題は不適切であること。添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

(2)教育課程に関する事項

✓ 複数の科目を1人の教員が同時に同一の教室で指導している。

⇒1人の教員が複数の科目を同時に同一の教室で指導している状況は、生徒一人一人が当該教員から1単位時間分の面接指導を満足に受けたとは言い難い状況であることから、各教科の目的等を踏まえた適切な指導が行われるよう、改善のための措置を講ずること。

(確認資料)

・今年度及び前年度のスクーリング時間割(日時、教室、科目、生徒数、担当者が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)、各教科・科目の面接指導案、教員一覧表

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(3)⑥

面接指導において、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは、生徒一人一人が1単位時間の面接指導を十分に受けたとは言い難いため、当該指導を1単位時間の面接指導とする運用は不適切であること。

✓ 面接指導の時間の中で、生徒は各自添削課題に取り組んでいる。

⇒添削指導と面接指導は異なる指導方法であり、面接指導の時間に添削課題を持参させ、添削課題に取り組ませることを面接指導として実施することは不適切である。このような状況は、生徒に対して面接指導を実施したとは言えないため、早急に改善を図ること。

(確認資料)

・実地調査

(関連法令等)

・高等学校通信教育規程

第二条 高等学校の通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

(2)教育課程に関する事項

✓ **授業時間を弾力化した結果、十分な面接指導の単位時間数を確保できていない。**
 ⇒ **面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の時間数を十分確保すること。**

(確認資料)

・今年度及び前年度のスクーリング時間割(日時、教室、科目、生徒数、担当者が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)、各教科・科目の面接指導案、生徒便覧

(関連法令等)

・**高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(3)③**

指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。

✓ **面接指導の回数に誤りがあり、実際の面接指導の単位時間数も指導要領に基づき実施すべき単位時間数に対して不足している。**

⇒ **添削指導を通じて生徒の自主的・自律的な学習を促す観点や添削指導を踏まえた計画的・体系的な面接指導を実施する上で課題が生じることから改善のための措置を講じること。**

(確認資料)

・今年度及び前年度のスクーリング時間割

(関連法令等)

・**高等学校学習指導要領第1章第2款5**

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目等	添削指導(回)	面接指導(単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(2)教育課程に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 体育の面接指導を全学年同時に実施している

⇒体育は、指導要領及びその解説に示されているとおり、入学年次とその次の年次以降で学習のねらいや内容が異なる。これを踏まえ、適切に指導計画を作成し、面接指導を実施すること。

(確認資料)

- ・学校要覧、生徒便覧、通信教育実施計画、年間指導計画、今年度及び前年度のスクーリング時間割(日時、教室、科目、生徒数、担当者が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)

(関連法令等)

・高等学校学習指導要領第2章第6節第3款1(3)(4)

(3)「体育」は、各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当すること。なお、内容の「A体づくり運動」に対する授業時数については、各年次で7～10単位時間程度を、内容の「H体育理論」に対する授業時数については、各年次で6単位時間以上を配当するとともに、内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域に対する授業時数の配当については、その内容の習熟を図ることができるよう考慮すること。

(4)「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させること。

(2)教育課程に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 実験が行われていない。

⇒高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号。)で定める目標を達成するために重要なものであることから、これを行うこと。

(確認資料)

・年間指導計画(各教科・科目、特別活動、総合的な探究の時間全体計画を含む)

(関連法令等)

・高等学校学習指導要領第2章第6節第1款(1)

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(2)教育課程に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 添削指導における課題と同一の問題を試験に用いている。

⇒添削指導における課題と同一の問題を試験に用いて、その結果を基に評価を行うことは不適切であるため、生徒の学習成果を適切に評価できるよう、試験の在り方を改善すること。

✓ 毎年同じ試験問題としている。

⇒試験問題の漏洩等の観点から不適切である。生徒の学習成果を適切に評価できるよう、試験の在り方を改善すること

(確認資料)

・定期試験日程一覧、今年度及び前年度の試験の時間割(日時、教室、科目、生徒数、担当者(試験監督)が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)、各教科・科目の試験問題、各教科・科目の報告課題の添削指導サンプル

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(5)②

試験の実施に当たっては、各教科・科目の特質を踏まえることなく全て自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとしたりするなどの不適切な試験が実施されないよう留意し、試験問題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。

(2)教育課程に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除する

⇒多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れ、その学習成果が満足できると認められる場合に、一定の範囲内で面接指導等時間数を減免できるものであることから、改善のための措置を講じること。

(確認資料)

・多様なメディアを利用した学習に関する内規、生徒に示す報告書見本(書き方例)及び学習成果の確認方法が分かる資料、多様なメディアを利用した学習を行った報告課題サンプル

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(4)⑥

生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。(※)面接指導への欠席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の減免を行おうとする際には、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要である。

(2)教育課程に関する事項

9月5日現地アドバイザー研修会文部科学省説明資料より

✓ 面接指導時間の減免について、一律に10分の6又は10分の8の時間数を減免することを前提として学校全体の教育課程を編成している

⇒面接指導時間数を減免できる場合とは、生徒が多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に行い、生徒が作成した報告課題等から学習の成果が満足できると認められるときであり、10分の8まで減免できる場合は、複数のメディアを使うことを前提として、生徒の実態等を考慮して特に必要と認められる場合に限られるものであるため、指導要領やガイドラインを踏まえて適切な運用となるよう改善すること。

(確認資料)

・多様なメディアを利用した学習に関する内規、生徒に示す報告書見本(書き方例)及び学習成果の確認方法が分かる資料、多様なメディアを利用した学習を行った報告課題サンプル

(関連法令等)

・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 2(4)①、②、③、④

①ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと

②多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること

③多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数」という。)の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること

④①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定され、10分の6を超えて10分の8まで減免することは極めて例外的な取扱いであること。

事前知識として読み込むべき法規等

言うまでもないことですが。。。

次の法規等は読み込み理解をすべき

- 学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則
- 高等学校通信教育規程
- 高等学校学習指導要領
- 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン
- 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）
- 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

ポイント

？と思ったことは文部科学省に聞く
都合のいいように解釈しない
昔はよかったが今ではダメになったものもある

点検調査に興味を持たれた場合

- ✓ 興味はあるが不安もある
- ✓ もう少し詳しく知りたい
- ✓ 来年度実施を検討したい
- ✓ 所轄庁が行う点検調査に助言・同行してほしい
- ✓ その他諸々……

機構担当者を呼んで話を聞きたい

連絡をください

連絡先

事務局長 時乗

Tel: 090-2556-2492

Mail: k2hiro0816@gmail.com

思いは同じ

頑張りましょう

ご清聴ありがとうございます
ございました